

学会賞規程

- 第1条 一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下「本学会」という）定款第4条(4)により、本学会学会賞（以下「本賞」という）を設ける。
- 第2条 本賞は、大谷武一氏の寄付金によって設けられた大谷研究奨励金（昭和38年制定）の基金に宮畑虎彦、石津誠、松井三雄、高野整、鈴木敏夫の各氏及び第35回大会事務局（鹿児島）の寄付金を加えて設けられた日本体育学会研究奨励金（昭和60年制定）の基金を発展的に活用することを目的として設立されたものである。
- 第3条 本賞は、その前年に公刊された「体育学研究」、「International Journal of Sport and Health Science」の論文及び学術的著書を対象として、最優秀の論文、あるいは著書1篇に対して「学会賞」を、また35歳未満の会員が発表した優れた論文、あるいは著書1篇に対して「学会奨励賞」を、授与する。
- 第4条 「学会賞」、「学会奨励賞」は総会において盾並びに副賞を授与する。副賞は学会賞基金の預金利子の範囲内の現金とすることを原則とする。
- 第5条 学会賞、学会奨励賞を受けた「体育学研究」の論文は、別に定める申し合わせ事項に従い、本学会が英訳費用を負担して、「International Journal of Sport and Health Science」に二次出版することを原則とする。
- 第6条 二次出版について、著者全員の承諾を得られない場合は、筆頭著者の決定に従う。
- 第7条 受賞者は選考委員会の推薦を受けて理事会で決定する。
- 第8条 選考委員会の構成、選考の方法は別に定める。
- 第9条 その他、この規程に定められていない事項に関しては、理事会において決定する。
- 第10条 この規程は、社員総会の決議により改正することができる。

附則 大谷研究奨励金規約

(昭和38年11月27日制定)

(昭和52年10月13日改正)

(昭和60年10月9日廃止)

日本体育学会研究奨励金規程

(昭和60年10月9日制定)

(昭和62年9月12日改正)

(平成2年10月12日廃止)

日本体育学会学会賞規程

(平成2年10月12日制定)

(平成7年10月5日改正)

(平成10年10月6日改正)

(平成14年6月28日改正)

(平成23年9月25日改正)

(平成24年4月1日廃止)

一般社団法人日本体育学会学会賞規程

(平成24年4月1日制定)

(平成24年6月9日改正)

(平成28年6月11日改正)

学会賞規程

(2017年6月10日施行)

(2021年4月1日改正施行)

学会賞の選考に関する細則

1. 一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下「本学会」という）に学会賞選考委員会（以下「本委員会」という）を設ける。
2. 本委員会は以下の委員をもって構成する。委員の任期は2年とする。
 - (1) 本学会理事会「学会賞」担当理事「以下「学会賞担当理事」という）
 - (2) 各専門領域より推薦された候補者の中から本学会会長より委嘱された委員
 - (3) 本学会会員の中から会長より委嘱された委員
3. 委員会には委員長及び副委員長（1～2名）を置く。委員長は学会賞担当理事の1名がこれに当たる。副委員長は委員長が指名し、会長がこれを委嘱する。
4. 学会賞、学会奨励賞の対象は、その前年（1月1日～12月31日）に公刊された、体育学研究、International Journal of Sport and Health Scienceの論文及び学術的著書とする。著者（ファーストオーサー）が本学会会員で、内容が体育学に関連するものに限る。なお、学会奨励賞については、論文は早期公開日、著書は発行日で35歳未満の会員に限る。
5. 会長、副会長、理事、代議員、専門領域会長、「体育学研究」編集委員会委員、「IJSHS」編集委員会委員、学会賞選考委員会委員は、学会賞、学会奨励賞それぞれの候補となりうる論文又は著書一篇を推薦することができる。
6. 本学会会員は、所属機関の異なる3名以上の連名により、学会賞、学会奨励賞それぞれの候補となりうる論文又は著書一篇を推薦することができる。
7. 論文・著書の推薦は、毎年3月末までに、本学会宛に提出する。
8. 委員会は、推薦された論文・著書の中から、学会賞、学会奨励賞候補論文・著書をそれぞれ決定して理事会に報告する。
9. 授賞論文・著書の最終決定は理事会において行う。
10. この細則は、理事会の決議により改正することができる。

附則 一般社団法人日本体育学会学会賞選考内規

平成3年10月6日施行

平成7年10月3日改正

平成14年6月28日改正

平成15年3月8日改正

平成18年5月27日改正

平成24年1月21日改正

平成24年4月1日改正

平成27年12月5日改正

学会賞の選考に関する細則

2017年5月20日施行

2018年2月1日改正

2021年4月1日改正施行